



# 不法投棄発見時対応マニュアル

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

## 1 廃棄物の種別

### (1) 産業廃棄物

会社や工場などの事業活動に伴って発生する廃棄物で、廃棄物処理法上、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くず、木くず、がれき等が該当します。

### (2) 一般廃棄物

一般家庭から発生する生活ごみ、不要となったテレビ等の家電製品及び家具等が該当します。

### (3) 混合物

産業廃棄物と一般廃棄物が混合して投棄されている状態をいいます。

## 2 不法投棄とは

### (1) 廃棄物をみだりに「捨てる」ことです。

廃棄物は、法律に定められた基準で自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託するなどして適正に処理しなければなりません。

これらの処理のルールに従わず、廃棄物を山林や空き地などに捨てることが、廃棄物をみだりに捨てる行為に該当します。

### (2) 不法投棄の処罰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）、又はその両方が科されます。

## 3 発見時の措置（通報いただきたい情報）

### (1) 不法投棄現場に係る情報

ア 発見日時・・・発見された日にち、時間

イ 発見場所・・・国道、県道等からの位置、目標となる建物等

ウ 投棄物の内容、量・・・主なものを目分量で（例：ゴミ袋数個分、軽トラックの荷台で1杯分など）

### (2) 行為者（車）に係る情報（犯行している現場を目撃した場合）

ア 行為者の人相、風体、服装の色など

イ 車種、ナンバー等・・・荷台の文字、車体の色、積み荷等

ウ 発見の状況・・・通行中（進行方向）、停車中、積み荷降ろし状況等

### (3) 通報要領

電話、又は別記様式を用いたファクシミリ、電子メールにより以下のとおり通報してください。

ア 産業廃棄物の場合～発見場所を管轄する各総合事務所環境・循環推進課

イ 管轄区域が不明、その他の場合～循環型社会推進課

ウ 犯行している現場を目撃など緊急の場合～警察（110番通報）

エ 一般廃棄物の場合～発見場所を管轄する各市町村廃棄物行政担当課

なお、詳細な通報先は別紙通報先一覧のとおりです。

## 4 留意事項

### (1) 情報は、本来の業務を遂行する際に知り得た内容の範囲で提供してください。

別記様式の通報票は、全ての項目を記載する必要はありません。分かる範囲で記載していただければ結構です。

### (2) 不法投棄の犯行を目撃した場合、行為者から反撃されないよう、現場での注意や、写真撮影は絶対にせず、緊急の場合は（110番）へ通報してください。110番通報した際の内容は、別記様式の通報票に記載し、ファクシミリ又は電子メールにより、県の担当部局へ提供してください。

### (3) 交通事故等の危険もあるため、行為者の追跡等はせず、車の特徴等を確認できる範囲で提供してください。

### (4) その他、不明な点については、県の担当部局へ相談してください。

## 通 報 先 一 覧

## 産業廃棄物等の不法投棄を発見した場合

管轄区域 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町  
 東部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課  
 連絡先 (0857) 20 - 3668 FAX (0857) 20 - 2103  
 電子メール toubuseikatsukankyo@pref.tottori.jp

管轄区域 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町  
 中部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課  
 連絡先 (0858) 23 - 3148 FAX (0858) 23 - 3266  
 電子メール chubuseikatsukankyo@pref.tottori.jp

管轄区域 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、  
 日野町、江府町  
 西部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課  
 連絡先 (0859) 31 - 9323 FAX (0859) 31 - 9333  
 電子メール seibuseikatsukankyo@pref.tottori.jp

## 管轄区域が不明、その他の場合

鳥取県庁 生活環境部 循環型社会推進課  
 不法投棄110番FAX兼用(0857)26 - 8149(はいきよくない)  
 電子メール junkanshakai@pref.tottori.jp

## 緊急時の連絡先(犯行現場の目撃など)

警察本部(110番)

## 家庭ゴミなど明らかに一般廃棄物の場合

以下の各市町村廃棄物行政担当課

鳥取市生活環境課	(0857) 22 - 3215
岩美町住民生活課	(0857) 73 - 1415
若桜町県民福祉課	(0858) 82 - 2211
智頭町税務住民課	(0858) 75 - 4111
八頭町福祉環境課	(0858) 76 - 0201
倉吉市環境課	(0858) 22 - 8168
湯梨浜町町民課	(0858) 35 - 3111
三朝町町民課	(0858) 43 - 1111
北栄町環境政策課	(0858) 36 - 3111
琴浦町町民生活課	(0858) 52 - 2111
米子市環境政策課	(0859) 22 - 7111
境港市環境防災課	(0859) 44 - 2111
日吉津村住民課	(0859) 27 - 5950
大山町住民生活課	(0859) 54 - 5210
南部町町民生活課	(0859) 66 - 3114
伯耆町地域整備課	(0859) 68 - 3111
日南町住民課	(0859) 82 - 1111
日野町産業振興課	(0859) 72 - 0331
江府町町民生活課	(0859) 75 - 2211

## 不法投棄等通報票

通 報 者	会社名	
	担当者	
	連絡先	電話番号 ( ) —
発見日時	月 日	午前・午後 時 分
発見場所	市・郡	町・村 番地
	見取り図（道路、建物等の目標物を記載して下さい。住宅地図の添付でもかまいません。）	
廃 棄 物	分 類	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物（事業活動に伴い事業所等から出る廃棄物） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物（家庭から出る生活ゴミ等） <input type="checkbox"/> 混 合 物（産業廃棄物と一般廃棄物が混合しているもの） <input type="checkbox"/> 不 明
	内 容	投棄物の中で主な物を記入して下さい。 （例：がれき類、廃タイヤ、空き缶、ペットボトル、テレビ）
	投棄量（目分量を記載して下さい。）	<input type="checkbox"/> 大型・普通・軽トラック 杯分 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 個分 <input type="checkbox"/> くらい
	新・古の種別	<input type="checkbox"/> 新しい <input type="checkbox"/> 古い
行 為 者 ( 車 ) 情 報	人相、風体、服装（色）等	
	車種・メーカー	
	塗色	
	ナンバープレート	
	進行方向等の車両の状態	
特記事項		

※上記は項目の分かる範囲で記載していただければ結構です。

切り取り線